

第16章 施工箇所が点在する工事の積算

- 1 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算基準と実際にかかる費用に乖離があると考えられるため、対象地区ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」の対象工事である。
- 2 本工事における共通仮設費の金額は、対象工区ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象工区ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。
なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域、施工時期等）については、対象工区ごとに設定する。
- 3 諸経費工種については、工事全体で一つ決定し、全ての工区において、同じ工種を設定する。